

答申(制)第21号
平成27年4月20日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



特定個人情報保護評価書の第三者点検について(答申)

平成27年2月20日付け26税第316号で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の内容は、概ね妥当なもの認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。

- (1) 特定個人情報の安全管理に関する責任者を明確に定め、ガバナンス体制を整備したうえで、監査体制、職員の教育体制、運用マニュアル等を整備すること
- (2) 県税総合システムにおける操作ログの必要に応じた確認
- (3) 委託業者及び再委託業者に対する適切な監督及び監督責任の明確化
- (4) 県税総合システムのバックアップデータに係るリスク対策の評価書への記載
- (5) 監査及び自己点検における実効性の確保
- (6) 県税総合システムを取り扱う職員に対する個人情報保護に関する研修の定期的な受講の義務付け
- (7) 評価書の記載をより適切な表現に改めること